

令和元年度 第2回 平塚市介護保険運営協議会 会議録

令和元年10月16日(水) 13:30~15:00

市庁舎本館6階 619会議室

出席者(委員)

上野会長 山梨副会長 関口委員 大畑委員 柳川委員 小幡委員
内田委員 小川委員 井上委員 松下委員 水野委員 齋藤委員 小林委員
(13名出席 欠席 船水委員)

(事務局)

津田福祉部長

(介護保険課) 協課長 荒課長代理 渡邊課長代理 鈴木担当長
高橋主管 小澤主任 田中主任 今井主事
(地域包括ケア推進課) 中村課長 笹井課長代理 相原課長代理
横山主査

I 開会

II 運営協議会委嘱式

委嘱状の交付、津田福祉部長からあいさつ、委員自己紹介

III 副会長選任

伊藤副会長の退任に伴い、山梨委員を副会長に選任した。

IV 議事

議事に入る前の報告事項

過半数の委員が出席しており、平塚市介護保険運営協議会規則第3条第2項により会議は成立。また、傍聴者はなし。

報告1 平成30年度介護保険事業の決算について

資料1、資料1別紙1、資料1追加資料及び資料1別紙2に基づき、平成30年度介護保険事業の決算について、事務局より説明。

- 委員 資料1別紙2の「ひらつか元気応援ポイント」について、会員が219人となっているが、平塚市としては何人ぐらいを目標としているのか。
- 事務局 高齢者福祉計画において、平成30年度250人、令和元年度275人、令和2年度300人を目標値としている。
- 委員 資料1別紙2の「1 介護予防・生活支援サービス事業」の実績において、通所型サービスAが0件となっている。この理由は何か。
- 事務局 通所型サービスAの内容は入浴介助や、機能訓練といった専門職による支援を行わないサービスである。一般のデイサービス事業者は専門的なサービスを売りにしているため、そもそも通所型サービスAの参入事業者が少ないことが理由の一つである。また、サービス選定を支援する地域包括支援センターとしても、専門的な支援を要しない方であれば、あえて通所型サービスAにこだわらず、地域のサロンなどの「通いの場」を利用していただいた方が有効だと判断しているため、ニーズもあまりないことが二つ目の理由として挙げられる。市としては、多様なニーズに対応するための選択肢として、通所型サービスAを用意しつつ、「通いの場」を専門的な介護が必要ない方の受け皿として活用しながら介護予防を図っていきたいと考えている。
- 委員 地域でよく目にする「通いの場に来ませんか」といったチラシなどは今説明があった「通いの場」のことを指しているのだろうか。
- 事務局 「通いの場」には登録が必要であり、申請があった地域住民のサロン等に補助を出しているのが「通いの場」の事業である。中には平塚市の補助を受けず、独自に運営している「地域住民のサロン」もある。
- 委員 資料1別紙2の「3 包括的支援事業」の中に「在宅医療・介護連携推進事業」とあるが、実際にどのような取り組みを行い、どのような効果が表れているのか。
- 事務局 在宅医療・介護連携支援センターで受け付けた困難事例等について、医療と介護の連携がスムーズに行われるよう適宜指導を行っている。市内のケアマネジャーから以前よりも連携がとりやすくなったとの声が聞かれている。
- 委員 構成員に医師は含まれているのか。
- 事務局 含まれている。
- 委員 同じく「3 包括的支援事業」の「認知症総合支援事業」の内容の中で「認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを配置する」とあるが、具体的にどのようなことを行っているのか。

事務局 各地域包括支援センターに寄せられた認知症高齢者の情報を選定会議にかけ、認知症初期集中支援チームとして訪問し、医療機関への受診を勧めたり、介護保険サービスに関するアドバイス等を行っている。早期から関わりを持つように努めている。

委員 資料1別紙2の「1 介護予防・生活支援サービス事業」の中の訪問型サービスCは実績が0件となっているが、どのような事例が考えられるのか。

事務局 このサービスは専門職が3ヶ月、もしくは6ヶ月といった短期集中的に高齢者宅に訪問し、指導することによって、状態改善を図るものである。事例がないので想定の話になるが、低栄養が心配される高齢者宅に平塚市の職員である管理栄養士が訪問し、指導を行い、3ヶ月で栄養状態の回復を図るといったことなどが挙げられる。しかし、実際、そうした高齢者の話は持ち込まれるが、単発の指導で解決につながる等、訪問型サービスCのような定期的な訪問にまで至るケースがない。

委員 そのような案件はどこで拾われるのか。漏れてしまうことはないのだろうか。

事務局 サービスの入り口は地域包括支援センターになる。各地域包括支援センターが相談を受けた中で、対応が必要と判断した場合は、平塚市に情報提供するという体制を確保している。

委員 平塚市の専門職として、管理栄養士のほかにどのような職種があるのか。

事務局 保健師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士が在籍している。

委員 「介護予防・生活支援サービス事業」の中には、訪問型サービスAと訪問型サービスBがあり、個人的には、ボランティア団体が主体となって行う訪問型サービスBが増えた方が良いのではないかと感じているが、訪問型サービスAのほうが実績としてはかなり多い。訪問型サービスBも前年に比べ、増えてはいるようだが、この件数を増やすことは難しいのだろうか。また、要支援の利用者は訪問型サービスBを利用できるが、要介護の利用者は利用できないといった実情もあるが、そのあたりはどのように考えているか。

事務局 訪問型サービスBはボランティア団体が可能な範囲内でサービス提供を行うものである。平塚市では町内福祉村が担い手となって、生活援助などのサービス提供を行っている。サービス提供できる体制は整っているが、対象者も限定されるため利用につながらない現状があり、町内福祉村からも意見等してもらいながら、事業の運用方法を改善しているところである。

要介護の方については、確かに訪問型サービスBは利用できないが、介護保

険制度とは別の福祉村独自のサービスを利用している方もいると思われる。
その場合、福祉村へは訪問型サービスBとしての補助金は出ないが、福祉総務課から福祉村の運営に関する経費の補助が出ているため、活動経費はそちらで賄われているものと思われる。

報告2 令和元年度介護保険事業の施行状況について

資料2に基づき、令和元年度介護保険事業の施行状況について、事務局より説明。

(質問・意見) 特になし。

報告3 第8期介護保険事業計画策定に向けたアンケートの実施について

資料3に基づき、第8期介護保険事業計画策定に向けたアンケートの実施について、事務局より説明。

(質問・意見) 特になし。

報告4 居宅介護支援事業所の指定等について

資料4に基づき居宅介護支援事業所の指定更新等について、事務局より説明。

(質問・意見) 特になし。

報告5 地域密着型サービスの指定等について

資料5に基づき地域密着型事業所の新規指定、指定更新、廃止等について、事務局より説明。

委員 「オーシャン平塚」が廃止され、同サービス、同住所で「ゆとり庵」として新規指定されているが、「オーシャン平塚」の運営法人が、「ゆとり庵」の運営法人に事業譲渡をしたということか。

事務局 そのとおりである。

委員 「小規模多機能型居宅介護 ゆとり庵 長持」が新規指定を受けてすぐに休止しているがこれはどういうことか。

事務局 小規模多機能型居宅介護については「オーシャン平塚」の時から休止状態だった。現在、従業者の人員確保に努めているところである。

議案1 地域密着型サービス事業所（公募分）の新規指定について

※非公開案件

議事に入る前の確認事項

本議案について、事業者自身や従事者等に関する人員、設備、運営等の内容が含まれており、公開することにより当該法人の権利・競争上の地位、その他正当な利益を害する場合は、「平塚市介護保険運営協議会規則 第5条 ただし書き、その他会長が特に必要と認めたときは、協議会の議決により、公開しないことができる」の規定により、議案1は非公開とする。

その他

地域包括ケア「見える化」システムによる分析について説明を行った。

次回の運営協議会の開催は、令和2年3月下旬を予定している。

IV 閉会